

登山シーズン到来  
祖母山山開き前夜祭が開催

5月2日、五ヶ所野菜集出荷場で、田原地区村おこし推進協議会(吉水寿一会長)主催の「第69回祖母山山開き前夜祭」が行われました。

関係者、登山愛好家ら約150人が参加し、遭難者の冥福を祈つて黙とうをささげた後、神事が執り行われ登山の安全を祈願しました。その後、五ヶ所神楽保存会による神楽やキャンプファイア、地元住民による歌や踊りなどで会場はにぎわいました。



観客を魅了  
ドラマティック古事記～神々の愛の物語～

5月18日、町武道館で、神都高千穂観光大使の西島数博さん(バレエダンサー)によるスーパー神話音楽劇「ドラマティック古事記～神々の愛の物語～」の特別公演が行われました。

脚本家や劇作家などで知られる故・市川森二さんの原作「古事記」を舞台化。天地創造、国生みなど、イザナキ役の西島さんをはじめ各出演者による踊りや太鼓、歌手の米良美さんの歌声が、来場者を魅了しました。



きらり高千穂人

高千穂町スポーツ協会表彰

甲斐 哲也さん

町バレーボール協会発足当時から役員を務め、競技者や指導者、協会役員としてバレーボールの普及促進および競技力向上を図るなど多大な功績を残されました。

堀 瑠璃華さん

「全国選抜女子相撲ひめじ大会個人戦小学5年生の部45kg以上級」において準優勝。「全日本女子相撲岐阜大会個人戦小学5年生の部45kg以上級」において大会2連覇を果たすなど、多くの大会で輝かしい成績を収めました。

高千穂ソフトボール

スポーツ少年団

昨年6月に行われた「全九州小学生男女ソフトボール大会宮崎県予選会」において優勝し、8月に熊本県八代市で開催された「全九州小学生男子ソフトボール大会」に出場。ベスト8の成績を収めました。



町選挙管理委員会委員長

総務大臣表彰受賞

高千穂町選挙管理委員会委員長の甲斐通久さん(下永の内)が、総務大臣表彰を受賞しました。

甲斐さんは、平成23年3月に町選挙管理委員会委員に就任。各種研修会への積極的な参加により選挙制度に対する理解や知識を深め、同委員会の円滑な運営に尽力。令和5年3月から委員長に就任し、第50回衆議院議員総選挙においては、適正かつ円滑な管理執行をするなど、その功績が認められました。



子どもの読書活動優秀実践校

文部科学大臣賞受賞

子どもが、積極的に読書活動を行う意欲を高める活動の実践において、優れた成果を上げたことから、高千穂小学校が文部科学大臣表彰を受賞しました。

活動を行った西澤萌教諭と昨年度まで図書担当事務を務めた下堂園ゆりさんは、蔵書整理や本棚の配置変更などの環境整備だけでなく、イベント開催や先生たちの研修を行うなど、本に親しみやすい環境づくりを行った成果が認められました。



第18回わんぱく相撲宮崎大会

上位入賞

4月27日、宮崎市のひなた武道館相撲場で開催された第18回わんぱく相撲宮崎大会(一般社団法人宮崎青年会議所主催)の小学女子5・6年生の部において、高千穂相撲クラブの3人が好成績を収めました。

右から

- 佐藤 朱郁さん 第4位
- 堀 瑠璃華さん 優勝
- 飯干 苺香さん 第3位

※いずれも高千穂小6年



第25回熊本県少年親善相撲大会

準優勝

4月29日、熊本県芦北町の佐敷諏訪神社で開催された第25回熊本県少年親善相撲大会(芦北相撲協会主催)の個人中学生女子の部において、高千穂相撲クラブの堀姫萌華さん(高千穂中2年)が準優勝の成績を収めました。



# 地域おこし協力隊の そっちゃんちや! 高千穂

3年間ありがとうございました。~今後も高千穂の子どもたちに関わる活動を続けていきます~

ユネスコエコパーク自然体験ガイドの甲斐有香です。

6月で地域おこし協力隊の任期を終えることとなりました。協力隊としての活動を続けてこられたのは、地域の方々からのあたたかな支えがあったからこそです。協力隊になって、たくさんの人と出会えたことが何よりよかったと思います。子どもたちとの出会いをつないでくださった地域の皆さまに感謝の気持ちでいっぱいです。

この3年間、「子どもが楽しめる高千穂」をテーマに、以下のような地域の自然や文化を活かした体験活動を行ってきました。

## ■ 四季を通じた自然体験プログラム(親子里山体験企画・高千穂子ども体験農園企画)

高千穂の豊かな自然を身近に感じ、親子で楽しみながら学べる場を提供

- ・春:小学校卒業記念品「倒木御神木しおり」贈呈&ワークショップ(町内卒業生対象)
- ・夏:高千穂昆虫展(中央公民館)/夏の沢遊び企画(町内6年生対象)
- ・秋:里山ハイキング(高城山)
- ・冬:冬の親子里山体験クリスマス飾りづくり/花炭づくり

## ■ 高千穂子ども体験農園「シェア畑 tramontane」※ ※意味:山の向こう

休耕地を活用し、1年を通し、子どもたちが農業を体験できる場を整備・運営しました。

- ・ジャガイモ・サツマイモの植え付け
- ・収穫祭(春花ピザ・トルネードポテト・焼き芋)
- ・畑周辺の虫や植物の観察
- ・休耕地を利用することで地域の景観の保全活動

## ■ 高千穂いっちゃんちがかるた

高千穂郷土かるた協会を立ち上げ、読み札絵札を町内の子どもを中心に募り、郷土高千穂を知り、誇りに思えるようなかるたを制作しました。

今後も高千穂にて、子どもたちが自然や科学を体験できる機会を提供したり、移動型のおしゃべりサロンでみんなが笑顔になれる場を作ったりしたいと考えています。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。



甲斐 有香 Kai Yuka

ユネスコエコパーク自然体験ガイドゆかいさんとして活動中。  
令和4年9月に高千穂町総合政策課の地域おこし協力隊として活動開始。  
子どもを対象とした自然体験企画の開発を担当。



【冬の親子里山体験企画】  
里山散策の後は、クリスマスに向けて、100%高千穂産の素材でリースやオーナメントづくり。



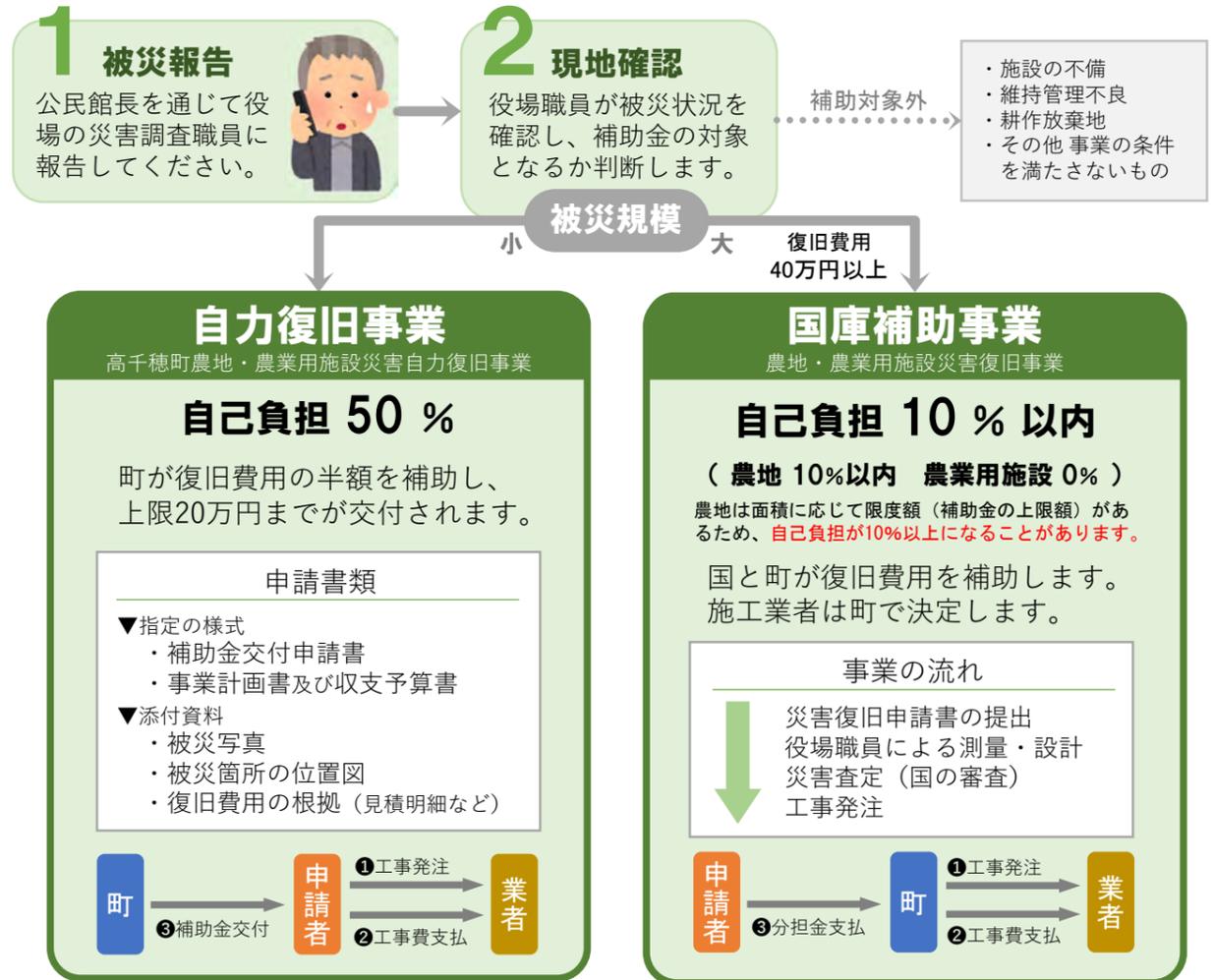
【高千穂昆虫展】  
400点以上の昆虫標本を展示。  
R5年度は地元の昆虫標本や高千穂小の子が作成した標本も展示した。



【高千穂子ども体験農園シェア畑tramontane】  
大人気企画ジャガイモの収穫祭。ジャガイモを収穫し、トルネードポテト、じゃがバター、ポタージュスープを調理、実食。



【高千穂いっちゃんちがかるた】  
2月16日に行われたお披露目大会。高千穂神社神楽殿にて表彰式とかるた大会を実施。



Q すぐにでも復旧したいのですが、自分で復旧工事を始めてもよいでしょうか？

A 補助金が無効となるおそれがあります。  
着手前に必ず農地整備課にご相談ください。

▼被災箇所が国庫補助事業で申請されている場合  
復旧工事の設計および発注は町が行います。個人で復旧作業をすると補助対象外となる可能性がありますので、土砂除去などの相談は必ず事前に農地整備課をお願いします。

▼補助事業の申請期限  
・国庫補助事業の申請期限⇒災害発生後概ね30日以内  
・町の自力復旧事業の申請期限⇒原則災害のあった年度内

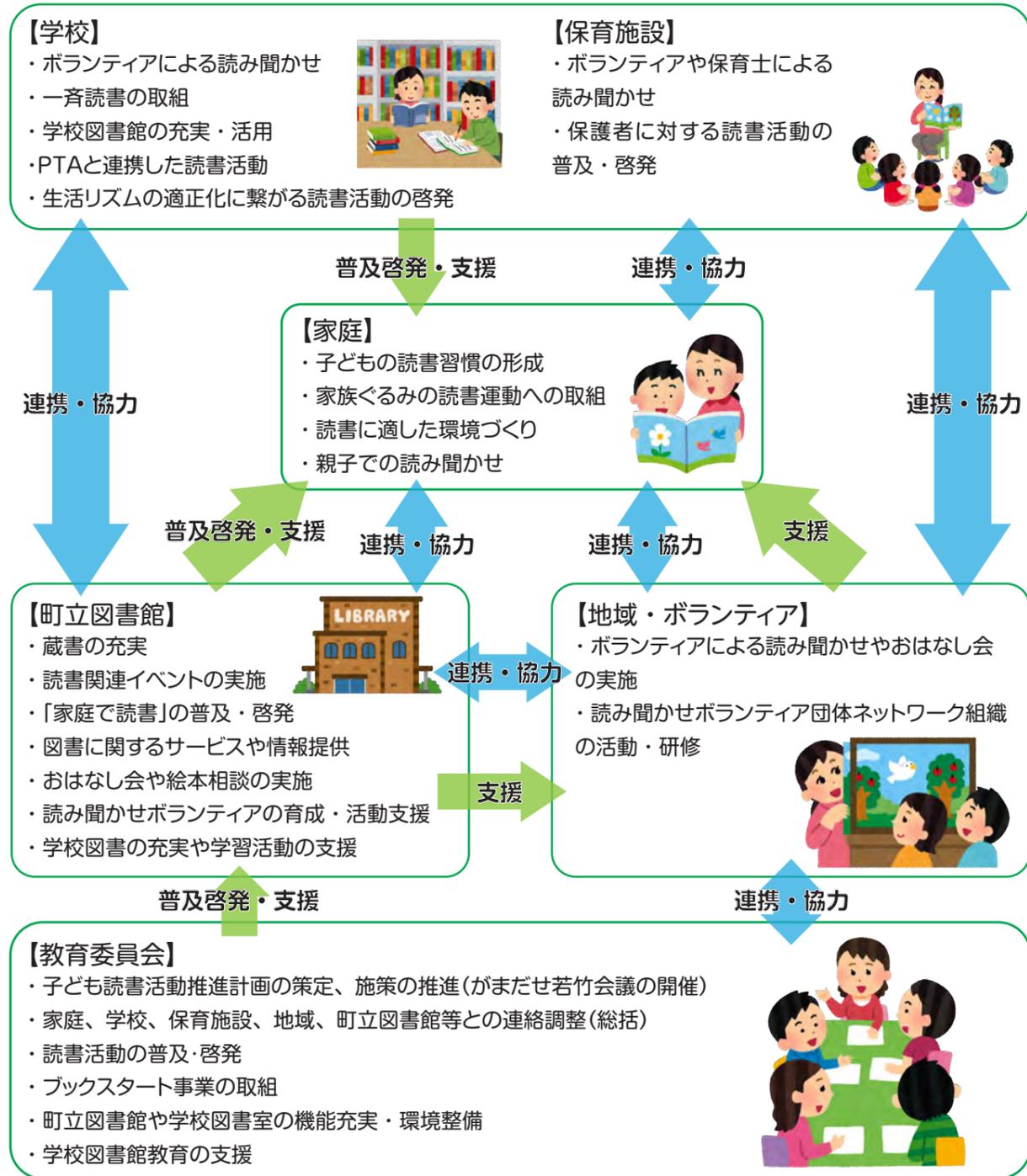
【お問い合わせ】  
農地整備課  
Tel.0982-73-1211

～今月のテーマ～

豊かな人間性を育む読書活動の推進

本町では、幼児期から本に触れる機会を増やす方策や読書に親しむ環境整備、ボランティアの育成など、家庭や地域、学校等の関係機関それぞれが連携・協力し、読書に取り組みやすい環境や仕組みづくりなど、子供の読書活動を推進するため「高千穂町子ども読書活動推進計画」を策定しております。

町全体で豊かな人間性を育む読書活動を推進していきましょう。



### 国スポ・障スポ **5/7** あなたのちからでダンス

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会による「大会イメージソングダンス出前授業」が高千穂中学校で行われました。

この出前授業は、大会の機運醸成を図るため、県内の小中学校と支援学校を対象に実施。事前にサビ部分の練習を行った生徒らは、グループに分かれ、それ以外の部分について本町で開催される剣道とモルックをイメージした振り付けをしました。完成したダンスは、18日の体育祭で披露されました。



### 防 **自身を守る** 犯グッズ贈呈

4/30

高千穂地区防犯協会の藤本昭人会長(高千穂町副町長)が、高千穂小学校1年生(49名)代表の甲斐圭真さんと佐藤鈴さんに、不審者から守るための防犯標語「いかのおすし」が書かれた文具セットやクリアファイル、ばんそうこうなどの防犯グッズを贈呈しました。

同協会では、毎年、子どもたちに防犯意識を高めてもらおうと、郡内の小学1年生に配布を行っており、今年度は113人分を贈りました。



## 今月の俳句

こんげつ  
はいく  
選者 田上 比呂美

押方小6年 田淵 桜花 雨あがり にじをさがして 散歩する	高千穂の にぎわう田植え 日の光	押方小2年 坂本 琴音 あじさいや 花ひとつひとつ ちがってる	押方小1年 佐藤 匡 田うえした ぐにやぐにや田んぼ こけちやった
上野小4年 甲斐 耀一 六月の 冷たい雨も へっちゃらだ	田原小4年 茨木 應太 がまだせや 天までのぼる こいのぼり	田原小4年 小山 清一郎 巢立ち鳥 親からはなれ 一羽だけ	田原小3年 迫田 日世里 かしわもち さくらのかおり はるの味
高千穂小5年 橋本 理央 なつぼうし かぶると似合う おひめさま	高千穂小5年 甲斐 涼羽 祭りの歌 みんなの活気 盛り上がる	岩戸小5年 甲斐 陽愛 晴れてきた のつてみたいな 虹の上	岩戸小5年 甲斐 喜龍 雨がふる 雨のおかげで にじの橋
梅雨の日に 外さむいのは くるしゅうない	上野小4年 佐藤 環南	上野小4年 佐藤 環南	上野小4年 佐藤 環南

今月は、小学校から、61句の作品が寄せられました。

**果樹** を生産されている農家さんはこちら

事業名	果樹苗木新改植事業
導入資材	果樹苗木（くり、ゆず、きんかん等の宮崎県主要品目）
要件	同一樹種を10本以上新植、改植すること。
申請方法	見積書を役場農林振興課へ提出
申請期限	令和8年1月末

**茶** を生産されている農家さんはこちら

事業名	製茶技術向上対策事業	茶機械等導入支援事業
導入資材	管理機整備、防霜ファン修理、その他機械改修等	摘採機、防霜ファン、管理機等
要件	・1回の申請につき、1万円以上（税抜き）の改修とする。	・生産量の安定化や品質向上、労力軽減を図ること。 ・1台あたり10万円以上（税抜き）とする。
申請方法	①見積書を役場農林振興課へ提出 ②補助要件を満たす団体組織より申請	①見積書とカタログ等を役場農林振興課へ提出 ②補助要件を満たす団体組織より申請
申請期限	令和7年12月末	

**花き** を生産されている農家さんはこちら

事業名	花き種苗供給対策事業
導入資材	ウイルス感染防止や改良品種を目的としたキク、スイートピー、シャクヤク、ラナンキュラス、リンドウ等の宮崎県主要品目
要件	生産量の安定化や品質向上を図ること。
申請方法	①見積書を役場農林振興課へ提出 ②補助要件を満たす団体組織より申請
申請期限	令和7年12月末

- 注意事項**
- ① 農業用施設整備や農業機器、新品目の導入計画があり、補助事業を活用したい場合、予算規模がわかる見積書などを用意して必ず事業実施前にご相談ください。
  - ② 事業途中や事業実施後の申請は認められていませんのでご注意ください。
  - ③ 事業内容によっては、町の補助以外でも国・県の補助事業に該当する場合がありますので、早めにご相談ください。

# 園芸農家

さんを支援する

## 町の補助があります！

魅力ある高千穂町の園芸作物の産地の保全と発展を図るため、補助事業を実施しています。

問 役場農林振興課園芸特産係  
73-1208

補助率  $\frac{1}{3}$  以内

- 対象者**
- ① 町内在住の農業経営者であること。
  - ② 各品目の生産者組織に所属していること。
  - ※ その他、各事業ごとに要件があります。

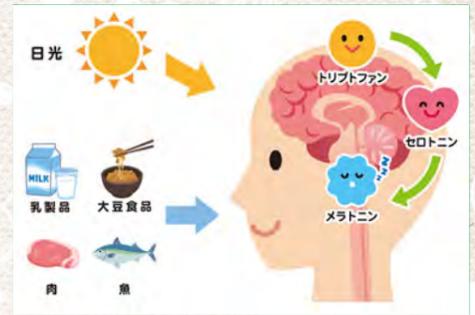
生産している品目により、活用いただける補助が異なりますので、詳しくみていきましょう。

**野菜** **果樹** **花き** を生産されている農家さんはこちら

事業名	園芸作物強化事業
導入資材	・農業用ハウス被覆ビニール等の更新 ・簡易灌水整備、加温器、遮熱遮光資材、管理機、自走式防除機、インバータ、細霧冷房等
要件	・ビニールの更新については、農業用ハウスごとに3年に1回の申請とする。 ・機械類導入は、1台10万円以上（税抜き）とする。 ・生産量の安定化や品質の向上を図ること。
申請方法	①見積書を役場農林振興課に提出（機械類導入については、カタログ等導入機器が分かる書類も提出） ②補助要件を満たす団体組織より申請
申請期限	令和7年12月末

## 5/20 子育て講演会

戸敷二郎教育長による子育て講演会が行われました。  
 「子どもの成長と睡眠について～子供の命を守るのは大人のつとめ～」と題し、保護者や児童クラブ職員らが参加。  
 睡眠不足による体への影響やパソコンやスマートフォンの普及による「ブルーライト」の目や脳に与える影響などについて話しました。  
 昔からよく言われている「早寝早起き」「バランスの良い食事」「よく噛んで食べる」「日光を浴びる」「運動する」などといったことが、子どもの成長を促します。  
 また、いろいろな体験をさせほめたり、失敗することで学ばせたりする(考えさせる)ことによって、感情のコントロールや行動の抑制、思考力や判断力などを司る「前頭前野」を鍛えることが豊かな人間形成に繋がっていきます。  
 このようなことから、「規則正しい生活リズム」が大切になってきます。



大人都合や時間に合わせるのではなく子ども時間や発達段階に合わせてあげましょう！

●開館日 月曜日～金曜日  
 ●利用料 無料 10時～15時30分  
 0982(72)4511  
 ※感染症等の影響により閉館になる場合があります。

# たかちほの宝

令和5年10・11月生まれ

※1歳6か月健診で保護者の許可を得て、撮影・掲載しています。



ことほ 琴葉ちゃん  
甲斐



こころ 心結ちゃん  
戸高

6月生まれ



そら 蒼くん  
大川



みさき 岬くん  
井植



### ■あなたの年代を教えてください(✓をつけてください)

- 10代 20代 30代 40代
- 50代 60代 70代 80代以上

### ■広報紙を読んだ感想やご要望を教えてください

### ■町へのご意見や質問、要望など何でも書いてください

ご協力ありがとうございました。内容を広報紙で紹介させていただく場合があります(その場合はペンネームを表記します)。個人情報は質問などの回答以外には利用しません。

## 図書館から本のお知らせ

**別冊天然生活 心豊かにお金づきあい**  
 扶桑社  
 お金の管理やため方、増やし方についてのハウツーが満載。お金の流れを整える仕組みづくりや「新NISA」、エコにもつながる節約のことなど、知って得をするアイデアを紹介。

**心と体を楽にするアニール先生の「ゆるヨガ」77**  
 アニール・K・セティ 著  
 究極の「読むヨガ」。3分でできる言葉とポーズで悩みを解消!ヨガ哲学のエッセンスを取り入れた77のコツ。ヨガの達人が伝授するインド5千年の哲学と日ごわりポーズを紹介。

**ハーンと八雲**  
 宇野 邦一 著  
 島根や熊本に所縁のある「ラフカディオ・ハーン=小泉八雲」。松江市出身の哲学者でありフランス文学者である著者が、多角的な視点と詩的感性で八雲=ハーンに肉薄した画期的な書。補論「究極の怪談」を新たに加えた一冊。

## 100歳のお誕生日 おめでとうございます



富高 勇さん(大正14年5月2日生)

これからもお元気で  
お過ごしください

富高勇さんが、めでたく100歳を迎えられました。  
 勇さんは、5人兄弟の2番目として田原(流尾)で生まれ、19歳で志願兵(衛生兵)として中国へ行き、2年8カ月ほどで終戦を迎えました。  
 田原に戻った勇さんは、21歳のときにユキエさん(3年前に他界)と結婚。たばこを中心に牛や米、しいたけなどの農業をしながら子ども4人を育て、現在では孫10人、ひ孫13人に恵まれています。  
 家業の傍ら、農業協同組合の理事や下田原大橋等の建設の役員をするなど、地元のために精力的に活動を行い、20歳代で始めた地元の神楽を何より楽しみに80歳代まで続けられ、若いころの「戸取の舞」は定評があったそうです。60有余年培ったこともあり、今でも神楽歌や太鼓の調子を取るなど、リズムに合わせ足を動かしているそうです。  
 勇さんは、好き嫌いがなく何でもよく食べ、週に4回通うデイサービスを楽しみに、天気の良い日は散歩をするなどして過ごしているそうです。  
 子の健一郎さんは「健康で一日一日を大事に過ごしてほしい」と話しました。



お問い合わせ 保健センターげんき荘 ☎0982(73)1717

## 介護保険は町民全体で支え合う保険制度です

介護保険制度は、町が保険者となって運営しています。  
40歳以上の町民が加入者(被保険者)となって保険料を納め、万が一介護が必要になった際は、保険給付により個人負担を抑えながら介護サービスを利用できる制度です。

### 大切な財源としての保険料

介護保険の財源の内訳は、国や自治体による公費が50%、40歳以上65歳未満の方の保険料が27%、65歳以上の方の保険料が23%となっており、全体の5割が町民の保険料でまかなわれています。

### 保険料の算定方法と支払い方法

40歳以上65歳未満の方の保険料は、加入している医療保険ごとに算出され、医療保険の保険料と合わせて納めます。65歳以上の方の保険料は、町の介護保険事業の運営に必要な費用から算定された「基準額」をもとに、所得に応じて13段階に分かれます。3年ごとに保険料が見直され、令和6年～8年度までの保険料基準額は、63,600円(年額)です。65歳以上の方の保険料は、町から届く納付書や口座振替で納める場合と、年金からの天引きで納付をする場合がそれぞれあります。

### 介護保険の利用には申請と認定が必要

介護保険を利用するためには、「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。  
げんき荘の介護保険窓口で申請し、必要な調査等の後、西臼杵地域介護認定審査会で要介護状態が判定され、認定結果(介護度)に応じて介護保険サービスの給付が受けられます。

### 介護保険サービスの利用のしかた

要支援1または2と認定された方は、「高千穂町地域包括支援センター」にご連絡ください。介護予防ケアプランを作成し、介護予防サービスを受けることができます。  
要介護1～5と認定された方のうち、在宅でサービスを利用したい方は、「居宅介護支援事業所」などに依頼してケアプランを作成し、事業者と契約して介護サービスを利用します。  
施設に入所したい方は、直接申し込みます。



### 介護保険サービスの種類

#### ○在宅サービス

【サービス例】

- ・訪問入浴介護…看護職員や介護職員が訪問入浴介護をします。
- ・通所介護(デイサービス)…食事や入浴など日常生活支援・生活行為向上支援を日帰りで行います。
- ・短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)…短期間施設に入所して日常生活上の支援や機能訓練を受けます。

#### ○生活する環境を整えるサービス

【サービス例】

- ・福祉用具貸与…日常生活の自立を助けるための福祉用具をレンタルするサービスです。
- ・住宅改修費支給…手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした場合は、費用の7割～9割が支給されます(対象費用総額上限:20万円)。

#### ○施設サービス

- ・要介護1～5の方が対象となり、介護保険施設に入所した際に受けるサービスです。

※各種サービスの利用には、介護度ごとの制限や個別に必要な手続きがありますので、ケアマネジャーと相談してご自身に合ったケアプランを検討してください。



お問い合わせ 町民生活課 国民年金係 ☎0982(73)1203

## 国民年金保険料免除等の制度について

保険料を未納のままにしておくと、年金を受け取ることができない場合があります。収入の減少や失業などの経済的な理由により保険料を納めることができない場合は本人の申請により保険料を免除や猶予する制度があります。

### 制度のメリット

- 保険料を免除された期間は、老後年金を受け取る際に2分の1(税金分)受け取れます。
- 保険料免除等を受けた期間中に、けがや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。

### 免除申請はお早めに

直近2年以内に保険料の未納期間がある人で、まだ免除申請が済んでない場合は、早めの申請をお願いします。



### 申請について

- 申請期間 7月1日から
- 対象期間 令和7年7月～令和8年6月
- 申請に必要なもの

- ①基礎年金番号がわかるもの(年金手帳など)
- ②失業者は雇用保険受給資格者証または離職票のコピー

申請は毎年必要ですが、全額免除または納付猶予に該当する人は、申請書に継続承認を記入することで翌年度以降の申請が不要となります。

※スマートフォンやパソコンから電子申請(マイナポータル)を利用し、夜間や休日を問わず24時間届出をすることができます。

申請には、「マイナンバーカード」とマイナンバーカードを受け取った際に設定したパスワード(利用者証明用電子証明書パスワード(数字4桁)および券面事項入力補助用暗証番号(数字4桁))をご準備ください。

初めて「マイナポータル」を利用する方は、利用者登録の手続きをが必要となります。

日本年金機構 検索 マイナポータル 検索



### 不審なメールやSMSなどに注意!!

日本年金機構を装い、お客様の個人情報等を盗み出そうとするメールやSNS(ショートメッセージサービス)、不審なサイトへ誘導しようとするメールが確認されておりますので、ご注意ください。

日本年金機構ではSMSによるお知らせ(携帯電話やスマートフォンの電話番号あてのメッセージの送信)を行っておりません。

リンク先にアクセスすると、国民年金保険料の支払いの督促を装ったサイトに遷移しますので、絶対にアクセスしないでください。

不審なメールを発見した場合は、「日本年金機構へのご意見・ご要望」よりご連絡をお願いします。

郵便はがき



8 8 2 1 1 9 0

差出有効期限 令和8年12月19日まで

宮崎県西臼杵郡 高千穂町大字三田井 13 番地

高千穂町役場 企画観光課 行



ご住所 □□□□□□□□

電話番号 ( ) -

おなまえ

ペンネーム

※記入がない場合はイニシャルで表記させていただきます

点線に沿ってお切りください(郵便はがき専用)



# ポスターの「品位保持」のため 公職選挙法が改正されました。

6



広報高千穂

2025.6 \* No.705  
www.town-takachiho.jp

MISIA。毎日自分で編んでます。  
「高千穂」の広報誌は毎月20日発行



Sao, Kotonuki  
Onki Okie

UD  
FONT



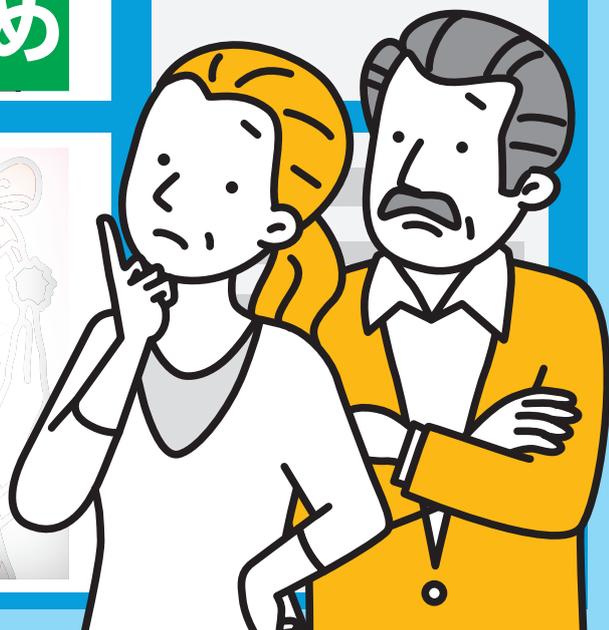
編集・発行/高千穂町企画観光課広報係  
〒882-1192 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井1-3番地  
TEL 0982-73-1212 FAX 0982-73-1234

選挙運動用ポスターには、ポスターを使用する候補者の氏名を有権者が見やすいように記載します。



選挙  
ポスター掲示場

選挙運動用ポスターには、品位を損なう内容を記載してはいけません。



## 公職選挙法の改正内容

- 1 ポスターの記載に関する義務の新設（法第144条の4の2）
  - ・ポスター掲示場に掲示するポスターには、その表面に、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならないこと。
  - ・公職の候補者は、その責任を自覚し、ポスター掲示場に掲示するポスターには、他人若しくは他の政党等の名誉を傷つけたり、善良な風俗を害したり、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等、品位を損なう内容を記載してはならないこと。
- 2 ポスターにおける営業宣伝に係る罰則の新設（法235条の3第2項）
  - ・ポスター掲示場に掲示したポスター等において、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、100万円以下の罰金に処すること。
- 3 施行期日等
 

上記改正は、令和7年5月2日から施行され、施行の日以後、その期日を公示又は告示される選挙について適用されます。

令和7年4月2日、「公職選挙法の一部を改正する法律」（令和7年法律第19号）が成立し、公布されました。  
この改正は、最近における選挙運動用ポスターをめぐる状況に鑑み、選挙の適正な実施の確保に資するための措置を講ずることを目的として行われました。